

第3章

計画の内容
(基本施策と個別事業)

健やかに生み育てる環境づくり

基本施策

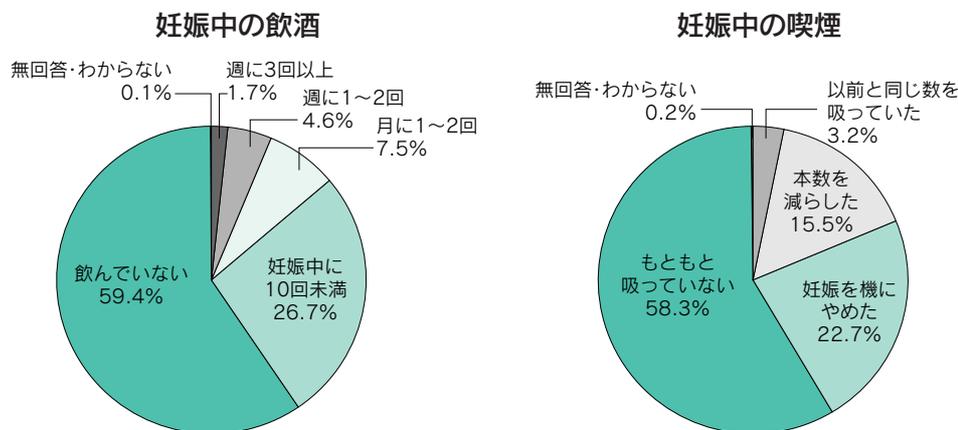
安全な妊娠・ 出産への支援

女性にとって妊娠・出産は、短期間で心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに始まる「子育て」という責任を担うことなどから、不安や悩みを生じやすいものです。

このため、安全で快適な出産に向けた「日常生活全般にわたるきめ細かな健康管理への支援」をはじめ、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減を図る「こころのケア」、さらに、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供など、親になるための準備として「育児について学ぶ機会」の確保が重要となります。

また、現在、医療の進歩などにより、妊産婦や新生児の死亡率は世界で最も低く、高い母子保健医療水準を維持していますが、より一層安全な妊娠・出産を支援するためには、流・早産や低出生体重児の出産などの危険因子となる「喫煙や飲酒」への対策が重要になります。

特に札幌市は、妊娠中も喫煙・飲酒する人の割合が高く、いずれも全国平均の約2倍となっています。



〈資料〉札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」（平成13年）

一方、現在、全国では約10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいるといわれています。子どもをもつことは、個人や夫婦のライフスタイルの選択によるものでありますが、不妊治療を行っている夫婦の中には、経済的な理由などから治療の継続をあきらめざるを得ない場合もあり、このような人たちへの精神的・経済的支援についても検討を進めます。

こうした状況を踏まえ、札幌市では、従来から実施している妊婦一般健康診査や母親教室などの健康教育及び妊産婦・女性の健康相談等を一層充実させることにより、新しく芽生えた生命を大切に育み、安心して子育てが始められるように環境を整備します。

個別
事業

妊婦一般健康診査 健康衛生部

妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」を目指し、妊婦に対する健康診査を無料で1回実施する。

【受診率】平成15年度：93.7%▶平成21年度：増やす

母親教室・両親教室・ワーキングマタニティスクール 健康衛生部

初めての出産を迎える夫婦に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と親としての意識の醸成を図るために、各区保健センターにおいて「講義・実習・交流会」等を行う。

【教室参加者数】平成15年度：7,568人▶平成24年度：増やす

【妊婦の飲酒率】平成13年度：40.5%▶平成24年度：なくす

【妊婦の喫煙率】平成13年度：18.7%▶平成24年度：なくす

【妊婦の受動喫煙に配慮する人】平成13年度：32.3%▶平成24年度：100%

マタニティクッキング教室 健康衛生部

初妊婦（配偶者）を対象に、妊娠中の食生活の重要性を普及・啓発するとともに、生活習慣病*を予防する食生活について学ぶ料理教室を各区保健センターで行う。

【実施回数】平成15年度：31回▶平成21年度：増やす

妊産婦・母性・女性の健康相談 健康衛生部

安全で快適な「いいお産」の普及や生涯を通じた女性の健康づくりを支援するために、妊娠中や産後の健康管理、思春期のからだとこころの変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談を各区保健センターにおいて実施する。

【相談利用者延件数】平成15年度：4,342件▶平成24年度：増やす

【妊婦の飲酒率】平成13年度：40.5%▶平成24年度：なくす

【妊婦の喫煙率】平成13年度：18.7%▶平成24年度：なくす

【人工妊娠中絶率(人口千対)】10代 平成13年度：24.0▶平成24年度：なくす
20～24歳 平成13年度：41.6▶平成24年度：半減
25～29歳 平成13年度：26.5▶平成24年度：半減
30～34歳 平成13年度：20.9▶平成24年度：半減

妊婦甲状腺機能スクリーニング 衛生研究所

妊娠初期に甲状腺機能の検査を行い、適切に治療することにより、流産や早産、妊娠中毒症等の未然防止、出生児の甲状腺機能などへの影響を未然に防止する。

【受検率】平成15年度：56.4%▶平成21年度：70%

特定不妊治療費助成事業 健康衛生部

不妊で悩む夫婦に対する精神的・経済的支援体制を整備するために、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要する治療費の一部を助成するとともに、各区保健センターにおける相談体制の充実を図る。

※生活習慣病：長年の好ましくない生活習慣によって引き起こされる慢性の病気。糖尿病、高血圧症、高脂血症、がん、脳卒中、心臓病などがある。

2 基本施策

育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化や育児情報のはん濫などを背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において様々な不安を抱え、悩み続けているといわれています。

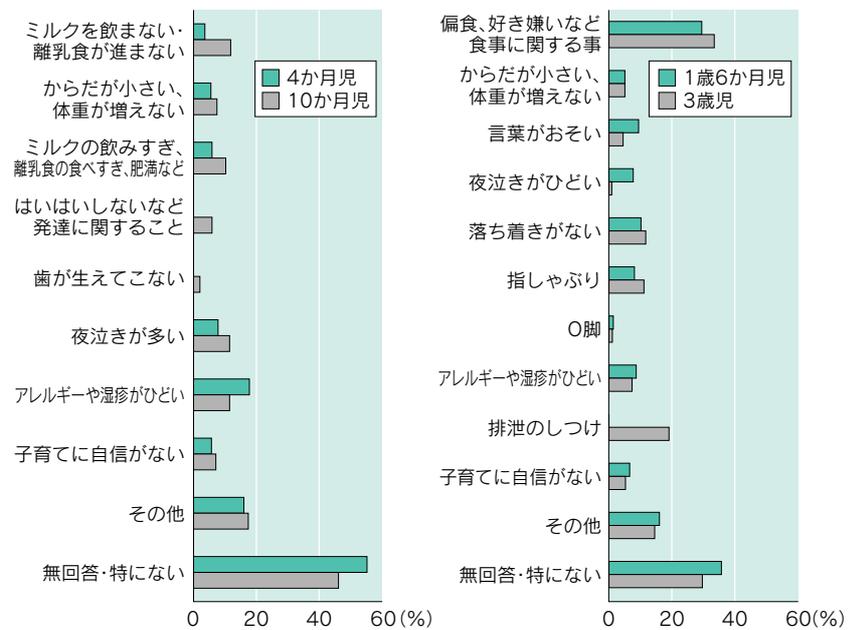
さらに、親自身の精神的な問題や生活上のストレス、また、子どもの育てにくさなどの様々な要因が複雑に絡み合い、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。

子どもの健全な発育・発達を促すためには、乳幼児期において良好な親子関係・愛着関係を確立することが何より重要です。

特に、乳幼児期の子どものこころの健康は、一番身近な親のこころの状態と密接な関係があり、親子に対する支援の充実が必要となります。

札幌市は、これまでも妊産婦・新生児等のいる家庭に対し家庭訪問による育児支援や、乳幼児の健康診査及び精神発達相談などを通し、育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努めてきました。

子育ての心配事（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児、複数回答）



（資料）札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」（平成13年）

今後とも、母子保健訪問指導事業や保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（育児支援家庭訪問事業）の充実を図り、育児不安を抱える親などを早期に把握し「妊娠期」や「出産後間もない時期」から保健師・助産師等の専門職によるきめ細かな育児支援を推進します。

また、親自身が子どもの発達過程を理解し、自らの育児方法を確認し育児力を高めるための学習の場として、乳幼児健康診査が機能できるようにするとともに、「親子の心の健康」を重視した相談体制の充実を図ります。

個別
事業**母子保健訪問指導事業** 健康衛生部

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による家庭訪問指導を行う。

【新生児訪問実施率（第1子）】平成13年度：74.3%▶平成24年度：増やす

【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】平成13年度：88.9%▶平成24年度：増やす

【育児に参加する父親の割合】平成13年度：94.8%▶平成24年度：現状を維持

【虐待していると思うことがある親の割合】平成13年度：10.2%▶平成24年度：減らす

保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業(育児支援家庭訪問事業) 健康衛生部

市内の医療機関において、「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために家庭訪問等による育児支援を行う。

【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】平成13年度：88.9%▶平成24年度：増やす

【育児に参加する父親の割合】平成13年度：94.8%▶平成24年度：現状を維持

【虐待していると思うことがある親の割合】平成13年度：10.2%▶平成24年度：減らす

乳幼児健康診査の充実 健康衛生部

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を各区保健センターで実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図る。

【受診率】4か月児 平成15年度：98.1%▶平成21年度：増やす

1歳6か月児 平成15年度：89.1%▶平成21年度：増やす

3歳児 平成15年度：86.7%▶平成21年度：増やす

【乳幼児の健康診査に満足している者の割合】平成13年度：81.6%▶平成21年度：増やす

【子育てに心配事がある母親の割合】4か月児 平成13年度：45.5%▶平成24年度：減らす

10か月児 平成13年度：53.9%▶平成24年度：減らす

1歳6か月児 平成13年度：64.4%▶平成24年度：減らす

3歳児 平成13年度：70.1%▶平成24年度：減らす

【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】平成13年度：88.9%▶平成24年度：増やす

【育児に参加する父親の割合】平成13年度：94.8%▶平成24年度：現状を維持

絵本の読み聞かせ事業 健康衛生部

親子のコミュニケーションの促進を図るため、10か月児健診に来所した親子に対し、ボランティアによる絵本の読み聞かせを行う。

【読み聞かせに関心を持つ親の数】平成21年度：増やす

乳幼児精神発達相談 健康衛生部

言語・情緒発達に心配のある乳幼児とその親に対し、子どもの発育・発達を促すとともに、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減を図るため、各区保健センターにおいて個別の発達相談を行う。

赤ちゃんの育児相談室 中央区保健福祉部

子育てに関する不安や悩みを抱えている親に対し、相談を通じて子育ての支援を行う。

【実施回数】平成15年度：年12回▶平成21年度：年12回

3 基本施策

子どもと母親への健康支援

近年の社会環境や生活様式の変化により、食習慣などの子どもの生活リズムが乱れ、学童期の肥満や若い女性のやせすぎ等の問題が大きく取り上げられています。

乳幼児期の食生活や生活リズムは、心身の発育・発達や健康状態に大きな影響を与えるとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤になるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけていくことが大切です。

特に、乳幼児期は家庭生活が中心であり、親の生活習慣が子どもに大きく影響することから、親自身の健康づくりに対する働きかけも必要です。

また、札幌市における0歳児の死因のうち「不慮の事故」が3番目に多くなっています。このような子どもの事故の多くは、周囲の大人が注意することにより未然に防ぐことができるにもかかわらず、事故予防対策を十分に行っている家庭や心肺蘇生法を知っている親の割合は少ない現状となっています。

子どもが健やかに成長するためには、こころの健康づくりに加え、「疾病の予防」、「生涯にわたる健康的な生活習慣の確立」、「不慮の事故防止」、「親の健康づくり」などへの支援が重要です。

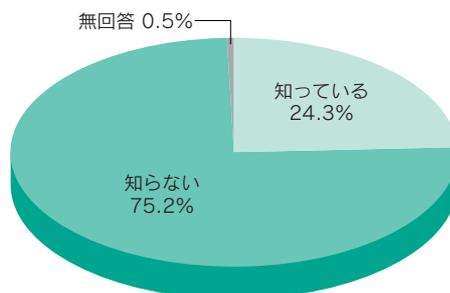
このため、疾病の予防対策として従来から実施している予防接種や新生児マス・スクリーニング*を推進するとともに、子どもの事故防止や心肺蘇生法に関する普及・啓発の強化を図ります。

また、乳幼児期から始める生活習慣病の予防対策として、生活リズムの確立への支援などを進めるとともに、望ましい食習慣や心身の健全育成を図るため、「食育」を推進します。

※マス・スクリーニング

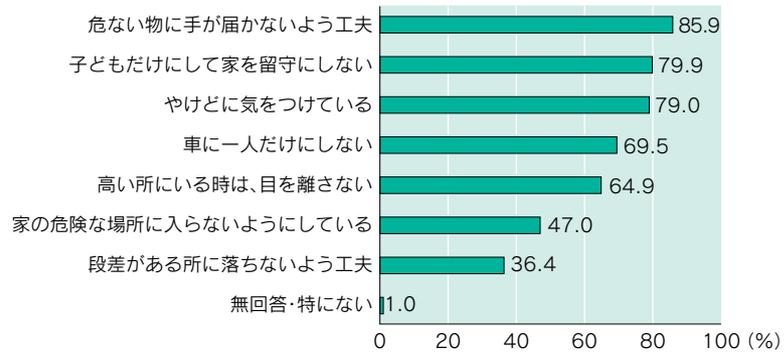
ある一定の集団を対象に、稀な疾患であっても早期に見出し適切な治療を行うことで、その後の心身障がいなどを未然に防止したり、軽減したりすることが可能な疾患について、ふるい分けを行う検査をいう。

乳幼児心肺蘇生法に関する認知度



〈資料〉札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」（平成13年）

子どもを事故から未然に防ぐ方法



〈資料〉札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」(平成13年)

個別
事業

乳幼児健康診査の充実 健康衛生部 〈1-2再掲〉

4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を各区保健センターで実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図る。

【受診率】4か月児 平成15年度：98.1%▶平成21年度：増やす

1歳6か月児 平成15年度：89.1%▶平成21年度：増やす

3歳児 平成15年度：86.7%▶平成21年度：増やす

【乳幼児の健康診査に満足している人の割合】平成13年度：81.6%▶平成21年度：増やす

【子育てに心配事がある母親の割合】4か月児 平成13年度：45.5%▶平成24年度：減らす

10か月児 平成13年度：53.9%▶平成24年度：減らす

1歳6か月児 平成13年度：64.4%▶平成24年度：減らす

3歳児 平成13年度：70.1%▶平成24年度：減らす

【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】平成13年度：88.9%▶平成24年度：増やす

【育児に参加する父親の割合】平成13年度：94.8%▶平成24年度：現状を維持

予防接種の推進 健康衛生部

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん(はしか)、風しん、結核の発生及びまん延を防止するため、主に乳幼児を対象として定期予防接種を実施する。

【三種混合の予防接種を受けた1歳6か月児】平成13年度：91.2%▶平成24年度：95%以上

【はしかの予防接種を受けた1歳6か月児】平成13年度：84.3%▶平成24年度：95%以上

【BCG接種を受けた1歳児】平成13年度：97.5%▶平成24年度：現状を維持

離乳期講習会 健康衛生部

生後3~7か月児を持つ親を対象に、離乳食を与える時に必要な知識の普及により、子どもの発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図るために離乳食についての講習会を各区保健センターで行う。

【実施回数】平成15年度：167回▶平成21年度：増やす

チャレンジむし歯ゼロセミナー 健康衛生部

3歳児のむし歯有病率の減少を目的として、1歳児を対象に、歯磨き習慣の形成や良い食習慣についての集団指導を、各区保健センターにおいて行う。

【むし歯のない3歳児の割合】平成13年度：70.3%▶平成24年度：80%以上

子どもの事故予防、心肺蘇生法の普及啓発強化 健康衛生部

乳幼児の家庭内における事故予防及び心肺蘇生法等に関する正しい知識の普及啓発を強化する。

【不慮の事故の死亡率（人口10万対）0歳 平成13年度：41.2▶平成24年度：なくす

1～4歳 平成13年度：1.6▶平成24年度：なくす

【心肺蘇生法を知っている親の割合】平成13年度：24.3%▶平成24年度：100%

【事故防止の工夫をしている家庭の割合】平成13年度：19.4%▶平成24年度：100%

乳幼児期から始める生活習慣病予防啓発 健康衛生部

生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために、乳幼児、児童、生徒を持つ親等を対象に、子どもの生活リズムや食生活、歯の健康等に関する啓発を強化する。

【むし歯になるおそれがある1歳6か月児の割合】平成13年度：28.8%▶平成24年度：20%以下

【未成年の喫煙率（15～19歳）】平成12年度：15.8%▶平成24年度：なくす

【未成年の飲酒率（15～19歳）】平成12年度：38.9%▶平成24年度：なくす

【毎日朝食をとる中・高校生の割合】平成12年度：79.5%▶平成24年度：100%

【児童の肥満の割合（ローレル指数）】男子 平成15年度：19.36%▶平成21年度：減らす

女子 平成15年度：15.01%▶平成21年度：減らす

【生徒(中学生)の肥満の割合（ローレル指数）】男子 平成15年度：13.97%▶平成21年度：減らす

女子 平成15年度：16.75%▶平成21年度：減らす

「食育」の推進事業 健康衛生部

望ましい食生活の取組みを具体的に示した「札幌市食生活指針」を策定し、食育の普及啓発のための各種事業を行う。

親子料理教室 健康衛生部

幼稚園児・小・中学生とその保護者を対象として、親子が健康づくりのための食生活を学ぶ料理教室を夏・冬休みの期間に各保健センターや学校等で行う。地域のボランティア団体である食生活改善推進員協議会等と共催で実施する。

【実施回数】平成15年度：19回▶平成21年度：増やす

たのしい保育所給食の推進 子育て支援部

子どもの健やかな心身の発達を促すため、たのしい保育所給食を通して、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの“食べる力”を豊かに育むための支援を行う。内容としては、「札幌市保育所給食献立の作成」、「食育に関する情報提供」、「食材の安全性についての啓発」、「保育所に対する食教育教室開催の支援」がある。

【食教育教室実施保育所の割合】平成15年度：70%▶平成21年度：100%

新生児マス・スクリーニング 衛生研究所

札幌市内で出生した全新生児を対象として、先天性代謝異常疾患を早期に発見し心身障害の発生を防止する目的に検査を実施する。今後は、乳児突然死やインフルエンザ脳症などの未然防止も含めて対象疾患の追加を検討する。

【受検率】平成15年度：100%▶平成21年度：100%

【対象疾患数】平成15年度：6疾患▶平成21年度：30疾患

神経芽細胞腫マス・スクリーニング 衛生研究所

1歳2か月児を対象として、小児がんの神経芽細胞腫（小児がんの一種）の早期発見、死亡率の低下を目的に検査を実施する。

【受検率】平成15年度：84.8%▶平成21年度：90%

胆道閉鎖症スクリーニング 衛生研究所

早期発見早期手術により胆道閉鎖症の軽快と重症化による死亡を未然に防ぐため、生後1か月の乳児を対象に、便の色を母子健康手帳にとじ込まれたカラーカードで検査する。保護者が1か月健診の産科・小児科担当医に検査用紙を提出し、衛生研究所で判定を行う。

【受検率】平成15年度：100%▶平成21年度：100%

女性のフレッシュ健診 健康衛生部

18歳から39歳までの女性を対象に、生活習慣病の予防を図るための健康診断を実施する。

【受診者数】平成15年度：1,273人▶平成21年度：増やす

乳がん検診 健康衛生部

30歳以上の女性を対象に、乳がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、乳がん検診を実施する。

【受診率】平成15年度：14.6%▶平成24年度：30%

子宮がん検診 健康衛生部

30歳以上の女性を対象に、子宮がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、子宮がん検診を実施する。

【受診率】平成15年度：24.5%▶平成24年度：30%

4 基本施策

小児医療の充実

少子化が進行する社会において、生まれた子どもが健やかに育つよう支援することは、小児医療の主要な課題となっています。

小児医療では、かかりつけ（小児科）医において、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など幅広い対応が求められています。

小児救急医療については、24時間・365日の対応が求められていることから、休日における受入れ体制の強化と、平日の夜間に重症患者を受け入れる医療体制の整備を行い、平成16年度に新体制を開始させました。

また、心身の障がいと思われる子どもの発達を支援するためには、保健センター、児童福祉総合センター、医療機関などの関係機関が連携を更に深めることにより、障がいの早期診断・療育のシステムを充実するとともに、その家族に対する相談及び支援体制の整備も不可欠となっています。

さらに、治療が長期にわたる小児慢性特定疾患*児とその家族が安心して療養生活が続けられるように、医療費などの経済的支援を行うとともに、相談窓口の設置や訪問指導の実施などの保健・福祉サービスの充実が求められています。

子育てしやすい環境を整備するために、いつでも安心して質の高い医療サービスを受けられるように、小児医療体制の一層の充実を図ります。

※小児慢性特定疾患：

小児慢性特定疾患治療研究事業においては、悪性新生物、慢性腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原（こうげん）病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経・筋疾患の10疾患群を対象としており、必要な医療費の助成を受けることができる。

個別事業

小児慢性特定疾患対策の充実 健康衛生部

小児慢性特定疾患児の療養支援のため、「小児慢性特定疾患治療研究事業」を実施し、子育て家庭の医療費の軽減を図るとともに、福祉サービスを提供し、療養支援を行う。また、継続支援の必要な小児慢性特定疾患児に対しては、訪問指導を行う。

障がい児医療訓練事業 児童福祉総合センター

障がいのある乳幼児及び運動発達遅滞や運動障がいのある児童に対し、医学的診断と治療、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施する。

【受診件数(実数)】平成15年度：1,161人

夜間急病センター事業 健康衛生部

夜間急病センターの新築移転に伴い、土日祝日の準夜帯（19～24時）の小児科医の増員などにより、体制の充実を図る。

休日救急当番運営事業、二次救急医療機関運営事業 健康衛生部

小児救急医療について、平成16年度から、初期救急医療*体制の休日における当番施設数を増やすとともに、二次救急医療体制を土曜日及び休日のみの体制から年間全日に移行し、充実・強化を図る。

【当番施設数】休日 平成15年度：2～4施設▶平成16年度：2～5施設

二次 平成15年度：土・休日各1施設▶平成16年度：年間全日各1施設

※初期救急医療：外来診療による救急患者の医療。一方、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を二次救急医療、二次救急医療では対応できない重篤救急患者の総合的高度医療を三次救急医療という。

子育て家庭を支援する仕組みづくり

1 基本施策

地域・区・全市の 三層構造による 子育て支援の展開

近年、地域における子育て家庭の孤立化により、子育てに対する負担感の増大とともに、特に家庭において子育てをしている専業主婦などの育児不安が指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

これまでも、札幌市では、平成9年度から、子育ての仲間づくりや情報提供などの子育て家庭への支援に加えて、子育てボランティアの育成や関係機関へのネットワークづくりを中心に、地域で楽しく子育てができるよう、子育て家庭のための支援体制を整えてきました。

このような中、今後の札幌市における子育て支援のあり方について、札幌市社会福祉審議会から「最低限、平日の日中時間帯は、各地域に常時、子ども連れで行ける子育て支援のための場所を確保すること」、「各区に常設の交流スペースと事務部門を備えた子育て・子育て支援センターを設置すること」及び「これらを統括調整する子育て・子育て支援中央センターを設置すること」が望ましいとの答申（「札幌市の少子化への具体的な対策について」平成14年3月）を受けました。

さらに、平成15年7月の児童福祉法の改正により、法の趣旨が「要保護及び保育に欠ける児童対策」中心から「すべての子育て家庭への支援」に改められました。

これらのことを踏まえ、札幌市では、地域・区・全市の三層構造による子育て支援体制により、すべての子育て家庭を対象とした全市的な子育て支援の展開を図ります。

三層構造による子育て支援体制（イメージ図）



1 協働型で進める子育てサロン等の拡充〔地域〕

札幌市では、乳幼児をもつ親同士が自由に交流するための場として、地域子育て支援事業などにより、行政が実施する子育てサロンなどを市内の児童会館や公立保育所に106か所開設し、更には、情報の提供、子育てボランティアの育成、関係機関とのネットワークづくりなど、子育て家庭を支える地域の仕組みづくりを進めてきました。

このような中、地域での自主的な子育て支援の気運が高まり、地域主体の子育てサロンが平成16年3月末現在では46か所開設されています。

これらの地域主体の活動を支えるために、子育て講座の講師派遣や子育てボランティアの派遣、研修会の開催などを進めています。また、私立保育所などでも保育所地域活動事業※をはじめとした、地域における子育て家庭への支援の取組みが広がっています。

今後は、地域住民団体、社会福祉協議会、子育てNPO※などの様々な団体が協力し合い、幼稚園・保育所などとも連携しながら、地域での協働型による子育て支援に取り組む仕組みづくりを広めることが課題となっています。

このため、地域主体の子育てサロンを、小学校区単位に拡大を図るとともに、児童会館等の利用による常設の交流の場の確保についても検討を進めます。

※保育所地域活動事業（特別保育科目設定事業）：「育児講座・育児と仕事両立事業」、「地域の特性に応じた保育需要への対応」、「保育所体験特別事業」などのことで、入園児以外の乳幼児とその親を受け入れている。

※NPO：ノンプロフィット・オーガニゼーション（Non-Profit Organization）の略。民間の非営利組織のことを言う幅広い概念。一般的には、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称として使われている。平成10年の特定非営利活動促進法成立により、簡便に法人格を取得できるようになった。

地域主体の子育てサロン（設置年度・主催団体・会場等の状況）

設置年度	設置数	累計
平成10年度	2	2
11年度	3	5
12年度	3	8
13年度	7	15
14年度	8	23
15年度	23	46

主催団体	団体数
町内会	10
ボランティアグループ	4
民生児童委員協議会	11
福祉のまち推進センター	21
合計	46

実施会場	会場数
児童会館	8
町内会館	22
地区会館	7
地区センター	3
小学校	1
その他	5
合計	46

開催数	団体数
週2回	1
週1回	8
月3回	2
月2～4回	3
月2回	9
月1回	20
年3～10回	3
合計	46

〈資料〉札幌市子育て支援部

個別事業

地域型子育てサロン 子育て支援部

親子同士などの交流を深めるため、子育て家庭が自由に集い、遊び等を通して地域の人たちとのふれあいの場（子育てサロン）を提供する。現在は106か所の直営の子育てサロンのほか、地域住民組織、市民団体、NPO、乳幼児施設などで展開されている。今後は地域協働型の運営による「地域型子育てサロン」を小学校区単位に拡充していく。

【設置済の小学校区の割合】平成15年度：58%▶平成21年度：100%

さっぽろ子育てサポートセンター事業 子育て支援部

子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域の人の子育て家庭を支援していくことを目的としている。

現在は、センター事務局が、月1回各区に出向いて説明会と受付け等を行っているが、今後、各区及び子育て支援総合センターにおいて受付け等を行う体制に強化し、利用件数の拡大を図る。

【利用件数】平成14年度：1,936件▶平成21年度：3,500件



② (仮称)区子育て支援センターを核とした支援事業の展開 [区]

各区においては、これまで子育てサロンなどの地域子育て支援事業を展開してきたところであり、この中でも地区民生委員児童委員協議会などの乳幼児に関係する地域の機関・団体及び行政で構成する区子育て支援検討会議や連合町内会単位のブロック会議の開催により、地域での子育て支援の必要性が多くの方々に認識されるようになってきました。

さらに、子育てボランティアの養成・派遣、子育て講座の開催などにより、区における子育て支援の人材育成を図るとともに、子育て相談への対応も行っています。このうち、子育て相談については、育児不安や養育困難、障がいの疑いなど、広範かつ複雑な相談事例が多くなっています。このため、保健師や家庭児童相談員、児童福祉総合センターなどの専門機関との連携・調整等といったコーディネート機能の強化が課題となっています。

今後は、保育に欠ける児童を受け入れる「保育機能」のほか、常設の子育てサロンの中で様々な相談に応じるなどの「子育て支援機能」、そして、区内の乳幼児施設や保健センター・児童福祉総合センターなどとの「コーディネート機能」を有する(仮称)区子育て支援センターの設置を推進し、すべての子育て家庭に対する支援の充実・強化を図ります。

地域子育て支援事業の実施状況

事業名	平成12年度	13年度	14年度
子育て仲間づくり			
子育てサロン参加組数	114,881組	123,955組	135,011組
サークル支援件数	485件	264件	239件
サークル交流会	652サークル	453サークル	299サークル
サークル研修会参加者数	138人	218人	188人
子育て情報の提供			
子育て講座受講者数	714人	972人	837人
子育て相談件数	760件	869件	820件
子育て情報室利用者数	10,127件	11,624件	16,714件
子育てボランティアの育成支援			
子育てボランティア講習会受講者数	1,232人	368人	357人
子育てボランティア登録者数	971人	1,117人	1,160人
託児ボランティア派遣数	835人	1,138人	1,113人
子育て支援ネットワークづくり			
子育て支援検討会議			
区全体	12回	10回	11回
地区別	99回	100回	118回
地域の親子のふれあい交流			
屋内年8回	55,405人	57,656人	40,187人
屋外年6回	13,201人	15,735人	20,088人

〈資料〉札幌市子育て支援部

個別
事業**(仮称)区子育て支援センター設置事業** 子育て支援部

通常の保育サービスのほか、常設の子育てサロンの運営や区内の乳幼児施設、保健センター・児童福祉総合センターとの連絡調整などを通じて、すべての子育て家庭に対し、きめ細やかな支援を行う「(仮称)区子育て支援センター」の設置を推進する。

【設置か所数】平成21年度：5か所

地域子育て支援事業 子育て支援部

各区において、子育て家庭の孤立化の防止や子育て家庭の環境の充実を図るため、子育て家庭への情報提供、講座の開催、サークル支援、子育てボランティアの育成と地域のネットワークづくりなどの取組みを行う。

【実施か所数】平成15年度：10か所▶平成21年度：10か所

地域子育て支援センター事業 子育て支援部

育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、地域の子育て家庭への育児相談・発達相談、施設開放によるサークル支援、保育所行事への参加など、育児不安の解消や子育ての指導などの支援を実施する。

地域交流支援事業 健康衛生部

妊婦、生後1～3か月の乳児、多胎児、障がい児などがいる親同士が、地域での交流を深めながら育児などの問題を自ら解決する力をつけられるように、保健センターの保健師・栄養士等の専門職が、育児や親の健康管理についての知識・情報を提供するとともに、親同士が継続的・自主的に交流できる体制整備への支援を行う。

【実施か所数】平成15年度：20か所▶平成21年度：増やす

図書館(室)における読み聞かせ事業 中央図書館

子どもが本と出会い読書に親しむことは、子どもが健やかに成長していくうえで重要な意味を持つことから、その重要性や本の魅力を理解してもらうため、保護者や乳幼児に対して、絵本や紙芝居の読み聞かせを体験する機会を提供する。

【参加者数】平成15年度：7,626人▶平成21年度：7,900人

③ 子育て支援総合センター等における多様な事業の展開〔全市〕

地域及び区での子育て支援の広がりの中で、全市的なネットワークの構築が必要となっており、札幌市の子育て支援の拠点施設である「札幌市子育て支援総合センター」が平成16年4月に開設されました。

この施設は、年末年始を除く毎日開館する運営形態とし、「常設の交流の場（つどいの広場）の提供」、「子育て支援情報の提供や各種相談の実施」、「子育て講座の開設」、「子育て支援者の育成研修」などの多様な事業を展開し、父親や共働き家庭など、区の事業への参加が難しい市民ニーズにも積極的に対応します。

また、近年、地域団体やNPOなどの民間団体の子育て支援活動が広がり始めていることから、これら子育て支援のための人的資源を有機的に結びつける全市レベルでの子育て支援検討会議を開催し、子育て機能を支えるネットワークづくりを強力に推進します。

さらに、この施設は、小学校、ミニ児童会館、保育所との複合施設であることから、小学生や保育園児、来館する親子、さらには地域の人々の参加による合同イベントの開催など、複合施設の特徴を生かした各種交流事業を展開します。

なお、子育て支援総合センターにおける事業展開のほかにも、男女共同参画に係る子育てボランティアの育成や、読書の普及のための市民意識の啓発などに関する事業を実施します。

個別事業

子育て支援総合センター事業 子育て支援部

全市の子育て支援事業の拠点施設として、年末年始以外は毎日開館し、就業家庭やひとり親家庭などを含むすべての家庭を対象に、常設の交流の場の提供、子育て講座の開催、子育てボランティア等の人材育成などを行うとともに、子どもに関わる行政機関や地域の団体等による、全市的子育て支援検討会議を開催し、ネットワークづくりを進める。

【実施か所数】平成21年度▶1か所

子育てサポートボランティア事業 男女共同参画推進室

男女共同参画センターの主催事業において託児を行うことを目的に、子育てサポートボランティアを養成しており、託児技術の向上や活動PR及び子育て環境等に関する意見交換、スキルアップの事業を行うとともに、子育て中の親との交流の場として親子サロンを実施する。

【男女共同参画センター主催事業での託児実施率】平成15年度：100%▶平成21年度：100%

「お話の百貨店」（子ども読書の日特別行事） 中央図書館

「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子ども読書の日」制定を記念し、子どもの読書普及に対する市民の意識啓発を図るため、読書普及活動を行っているボランティア団体による活動内容の発表等を実施する。

【参加者数】平成15年度：550人▶平成21年度：800人

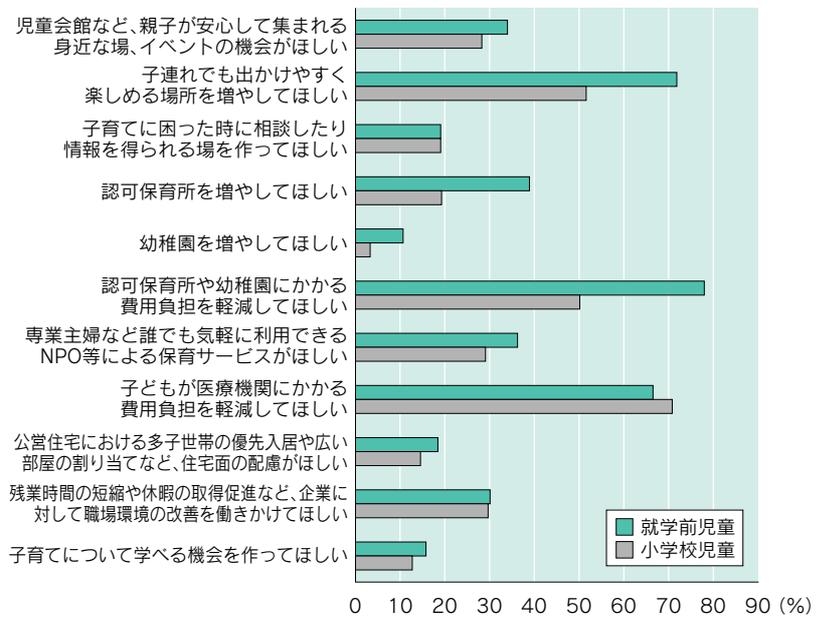
2 基本施策
経済的な支援の取組み

失業率の上昇や地域経済の低迷が続く中、家計に占める子育てに係る経済的負担の割合が増えてきています。平成13年に内閣府が行った出生率の低下原因に関する調査では、「子育て費用の負担が大きいから」との回答が一番多く挙げられています。また、札幌市が平成15年に実施した調査でも、子育て支援の充実のために「認可保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」という回答が最も多くなっており、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

札幌市では、子育て家庭への経済的支援のため、児童手当、乳幼児医療費の助成、保育所保育料の軽減、幼稚園等の私学助成をはじめ各種の制度を実施しています。

今後とも、子育て家庭への経済的支援を実施していくとともに、国や北海道の制度について改善を求め、子育て費用を幅広く社会全体で負担するための社会保障制度の充実について要望します。

子育て支援環境の充実のために望まれる支援策



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成15年）

個別事業

児童手当 子育て支援部

家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、9歳到達後最初の年度末までの児童（小学校第3学年修了前までの児童）を監護し、かつ、児童と一定の生計関係にある父又は母等に手当を支給する。

助産施設 子育て支援部

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。

【実施か所数・利用可能床数】平成15年度：4施設・16床▶平成21年度：4施設・16床

特別奨学金 子育て支援部

生活が困難となっている世帯の児童に対し、技能修得に要する学資を支給し、その世帯の経済的自立を図ることを目的に、児童からの申請に基づき、奨学生を選定し、奨学金を支給する。

災害遺児手当 子育て支援部

災害による遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長することを目的として、災害による遺児を扶養している者に災害遺児手当及び災害遺児入学又は就職支度資金を支給する。

保育所保育料の軽減 子育て支援部

子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の徴収金基準額より低額に設定する。また、国に対して、徴収金基準額の改善・見直しを要望する。

乳幼児医療費助成 健康衛生部

乳幼児に対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。

平成16年10月1日から、助成対象年齢を入院・通院とも就学前まで拡大する。

私学助成 教育委員会総務部

幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部について助成するほか、私立学校教育の健全な発展と振興に加えて、保護者負担の公私格差の緩和を図るため、幼稚園、小中学校、高等学校の教材教具の購入費等に対して補助を行う。

就学援助 学校教育部

学校教育法第25条に基づき経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。

奨学金 学校教育部

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に返還義務のない奨学金を支給することにより、有用な人材を育成する。

学資に乏しいながら学業優秀な生徒を援助する本事業の趣旨から、大学生と比較し自ら学費を稼ぐことが困難である高校生の支給人員を増やすなど、事業のより一層の充実を図る。

3 基本施策

家庭生活と
職業生活の充実

子育て期の親を取り巻く課題の1つとして、仕事を持つ多くの人が、仕事を中心とした生活を送ることにより、家族とともに過ごす時間を自由にとることができないといった状況が指摘されています。このような状況が、これまで育児や家事の多くを担うことになりがちだった女性の子育てに対する負担感や孤立感を増す結果を生み、子育てがより困難なものとなっています。さらに、子どもの生活時間の夜型化や生活習慣の乱れといった、子ども自身の育ちの面においても、こうした「働き方」が影響を与えていると推測されます。

しかし、近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルについての価値観の多様化に伴い、札幌市においても、望ましい男性の生き方として、「家事・育児や地域活動は尊重するが、あくまで仕事を優先させる」よりも「家事・育児や地域活動を妻と分かち合い、仕事と家庭を両立させる」ことを望む市民の割合が、ここ数年で多くなっています。

今後、男女が共に家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、男性を含めたすべての人が家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、これを妨げる職場慣行やその他の諸要因の緩和に向けて、労働者、事業主、地域住民等の社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などについて関係団体との連携を図りながら推進します。

また、近年の厳しい経済情勢から、特に若い世代の安定的な就労が難しい状況となっています。これら若い世代が、安心して家庭を築き、子どもを生き育てることができるようになるためにも、経済的に自立した生活への支援が求められていることから、安定就労を促進するための施策を推進します。

仕事と家庭についての男性の生き方

(%)

	平成9年	平成13年
家事・育児や地域活動を妻と分かち合い、仕事と家庭を両立させる	39.9	57.1
家事・育児や地域活動は尊重するが、あくまで仕事を優先させる	45.9	35.6
家事・育児や地域活動は妻に任せ、仕事に専念する	7.0	2.3
どちらかといえば、仕事よりも、家庭や地域活動などを優先させる	1.9	1.2
仕事は妻に任せ、家事・育児や地域活動に専念する	3.8	0.1
わからない・その他・無回答	1.6	3.9

〈資料〉札幌市広報部「札幌市市政世論調査」(平成9年)
札幌市男女共同参画推進室「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成13年)

個別事業

少子化対策普及啓発事業 子ども育成部

少子化問題や子育て支援の必要性に対する市民や企業の理解の促進と社会的関心が高まるよう、少子化に関する講演会等の開催により、国及び札幌市における少子化の現状や子育て支援策に関する情報の提供を行う。

【開催回数】平成16年度：年1回▶平成21年度：年1回

仕事と家庭の両立を促進するための啓発 男女共同参画推進室

次世代を育むにあたっては、家庭内で家事・育児などの家庭責任を男女が共に担い、支えあうとともに、結婚・出産時においても継続して働き続けることができ、さらにこれらの事由により仕事を中断した女性がスムーズに社会復帰できるような職場づくりを行うなど、男女を問わず仕事と家庭の両立を促進するための啓発を行う。

【仕事と家庭の両立を志向する人の割合】平成13年度：57.1%

育児休業法等の普及啓発 市民生活部

市内各所でポスターの掲示及びパンフレット等の配布を行うとともに、育児休業・介護休業制度について掲載したパートタイマーハンドブックをホームページで公開することにより、企業や市民に対する育児休業法等の普及の推進を図る。

市内企業に対する啓発事業 産業振興部

仕事と出産・育児の両立が可能な職場環境づくりに向けて、企業に対して長時間労働の是正、育児休業の取得促進、子育て後の再就職システムの確立などに関する理解と協力を求めるため、企業向け情報誌「経済情報さっぽろ」等において、効果的な広報活動を実施する。

【周知企業数】平成15年度：0社▶平成18年度：7,000社

若年層就職支援事業 雇用推進部

25歳未満の求職中の人や新規学卒者などの若年層を対象に、適職検査及び面接訓練などの就職支援に関するセミナーを行う。

【受講者数】平成15年度：年320人▶平成18年度：年320人

再就職支援事業 雇用推進部

25歳から34歳までのフリーターなどの若年者を対象に、就職活動に必要な知識などを習得するためのセミナー、職場体験、カウンセリングを組み合わせたプログラムにより再就職活動の支援を行う。

【受講者数】平成15年度：年100人▶平成18年度：年100人

女性就職支援事業 雇用推進部

(仮称) 就業サポートセンターにおいて、再就職を目指す女性に対する就職活動の支援として、セミナー、職場体験、カウンセリングなどを組み合わせた職業相談・職業紹介を行う。

【受講者数】平成16年度：年300人▶平成18年度：年400人

起業家講座 雇用推進部

(仮称) 就業サポートセンターにおいて、雇用によらない就労形態の支援・促進を図るため、起業を目指す人に対して、体験研修、起業家になるために求められる基礎知識や事業活動に必要な情報等を提供する。【受講者数】平成16年度：年20人▶平成18年度：年20人

4 基本施策

多様なニーズに合わせた
保育サービス等の充実

※保育所待機児童：認可保育所の入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

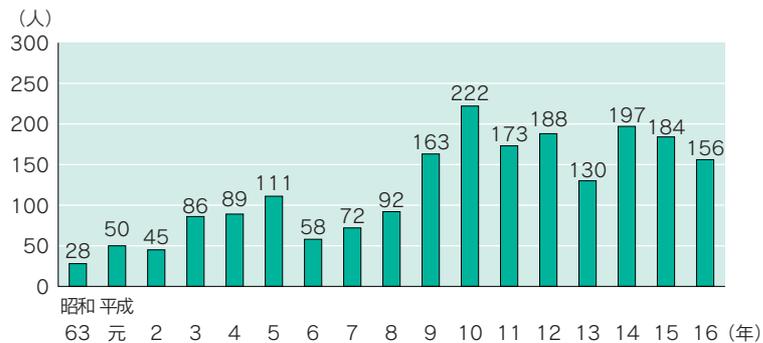
近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、出産後も保育所などを利用して就労を継続する傾向が強くなっており、社会経済の状況とあいまって保育所への入所希望が年々増加し、多くの保育所待機児童*が発生しています。

札幌市では従来から国庫補助事業を活用した認可保育所の新設や既存の保育所の増改築を行うとともに、平成14年度から導入した市単独事業による認可移行促進事業など、積極的な定員の拡充に努めています。また、児童会館などにおける放課後児童対策（児童クラブ）の拡充など、安心して就労できる子育てしやすい環境の整備に取り組んでいます。

女性の就労意欲は今後ますます高まることが予想されることから、子育てと仕事両立しやすい就労環境づくりが重要な課題であり、今後も引き続き取り組む必要があります。

さらに、就労形態も多様化していることから、日曜・祝日の勤務や長時間勤務、あるいは週3回程度の短時間勤務などの人が利用できる多様な保育サービスが求められており、通常保育の定員の拡大と合わせて、休日保育、延長保育、一時保育などの特別保育事業の充実を図る必要があります。

札幌市の待機児童数の推移（各年4月）



〈資料〉札幌市子育て支援部

① 増大する保育ニーズへの対応

札幌市では、就学前児童が減少を続け、過去5年間の平均では年800人程度減少しているにもかかわらず、保育所への入所を希望する児童は過去5年間で平均すると年400人程度増加しています。

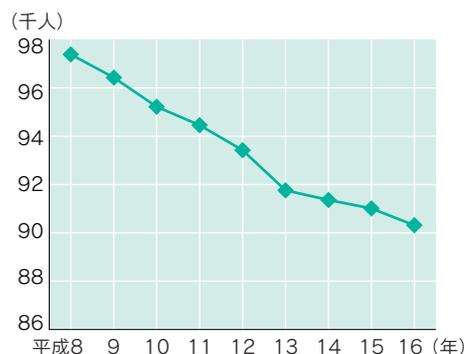
このように増大する保育ニーズに対応するために、国庫補助を活用した認可保育所の新設や既存施設の増改築を行うとともに、平成14年度から導入した市単独事業による認可保育所移行促進事業により、積極的な保育所の定員拡充に努めてきました。

しかしながら、平成15年4月時点においても、184人の待機児童が生じ、入所定員14,579人に対し入所児童数は15,055人（入所率103パーセント）となっており、476人の超過入所が発生しています。

また、平成16年4月の定員は15,195人となっていますが、次世代育成支援に関するニーズ調査（平成15年度）に基づいて推計した通常保育事業の平成21年度におけるニーズ量は16,734人となっており、待機児童と超過入所の解消のためには、1,500人程度の定員増が必要です。

札幌市では、平成19年4月における待機児童と超過入所の解消を目指し、平成16年度から18年度までの3年間で1,530人の定員増を図るとともに、保育環境の改善に努めます。

就学前児童数の推移（各年4月）



〈資料〉札幌市子育て支援部

要保育児童数及び定員の推移（各年4月）



〈資料〉札幌市子育て支援部

個別事業

認可保育所整備事業 子育て支援部

新設6か所、改築13か所、認可保育所への移行10か所により、認可保育所を整備する。

【保育所定員数】平成16年度（4月）：15,195人 ▶ 平成21年度：16,725人

② 多様な保育ニーズへの対応

女性の社会進出が進み、また、就労時間も多様化していることから、延長保育、夜間保育、休日保育など、多様な保育サービスの拡充が求められるようになりました。

延長保育は、昭和57年度に5か所で実施し、平成16年度には131か所に拡大していますが、通勤圏が広域に及ぶ札幌市の実情を踏まえると、今後もできるだけ多くの保育所で実施することが必要です。

夜間保育は、平成16年度に新たに1か所で開設したことにより、現在、3か所で実施しており、休日保育は平成14年度から1か所で試行的に実施しています。夜間保育や休日保育は、今後の需要の動向を見極めながら、拡充に向けた検討を進めていきます。

また、近年、近隣の親戚や知人に子どもを預けることが難しくなっているといわれており、短時間勤務や出産・疾病などの際に、一時的に安心して子どもを預けられる施設が求められています。こうした中、平成16年度には49か所で一時保育を実施するとともに、市内5か所の児童養護施設で子育て支援短期利用事業（ショートステイ）を実施しています。

さらに、共働きの家庭などにとっては、子どもの突然の病気により何日間も仕事を休まなければならないことが仕事と子育てを両立させるうえでの障害となっています。このため、病気回復期の就学前児童を保護者に代わって一時的に預かる乳幼児健康支援デイサービス事業を平成11年度から医療施設併設型で開始し、平成16年度には3か所で実施しています。

今後は、保育所併設型での実施も含めた事業の拡大に努めるとともに、家庭的保育事業*などについての検討も進めます。

※**家庭的保育事業**：地域によっては、増大する低年齢児の保育需要に対し、保育所の受入れの運用拡大や保育所の増設・新設だけでは追いつかない等の場合があることから、応急的入所待機対策として、保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う事業及び保育所等が保育者に対し相談・指導を行う等の連携を図る事業。

個別 事業

延長保育事業 子育て支援部

通常の開所時間（午前8時～午後6時）より早朝1時間早い開所を促進し、さらに夕刻の1時間又は2時間の延長保育を実施し、乳幼児の福祉増進を図る。

【実施か所数】平成15年度：120か所▶平成21年度：172か所

夜間保育事業 子育て支援部

就労形態の多様化に伴い夜間の保育を必要とする児童のために、午前11時から午後10時までの夜間の保育を認可保育所において実施する。

【1日あたりの利用可能人数】平成15年度：70人▶平成21年度：100人

休日保育事業 子育て支援部

日曜・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの需要に応えるため、休日の保育を認可保育所において実施する。

【実施か所数】平成15年度：1か所▶平成21年度：5か所

一時保育事業 子育て支援部

保護者の断続的・短時間就労等や傷病、冠婚葬祭等、又は育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の、通常の保育所では対象とならない児童に対し、認可保育所において一時的に保育サービスを行う。

【実施か所数】平成15年度：42か所▶平成21年度：83か所

子育て支援短期利用事業(ショートステイ) 子育て支援部

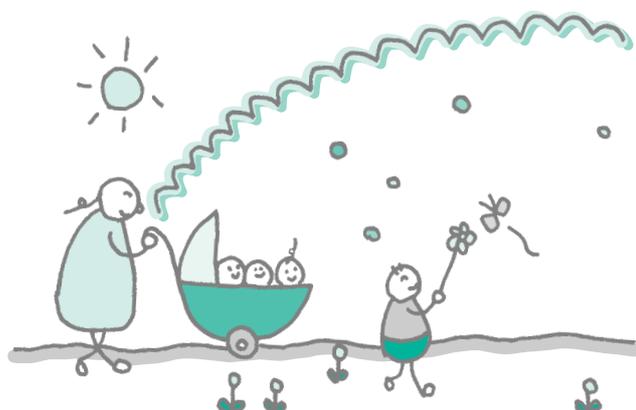
児童の保護者が社会的理由及び身体的若しくは精神的理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合、施設に宿泊することを前提に児童を一時的に預かり、養育の支援を行う。

【実施か所数】平成15年度：5か所▶平成21年度：5か所

乳幼児健康支援デイサービス事業 子育て支援部

病気回復期にあつて、集団での保育が困難な就学前児童を、就業などによって家庭で保育できない保護者に代わつて、医療機関等に付設した施設で一時的に預かる。

【1日あたりの利用可能人数】平成16年度：12人▶平成21年度：20人



③ 保育サービスの質の向上

保育所は、安心して子どもを預けられる施設であることはもとより、多様化する保育ニーズへのきめ細かな対応などが期待されていることから、保育サービスの質の向上がますます求められています。

これに応えるためには、保育所職員個々の専門性を高めることが必要であることから、今後も札幌市が主催する研修会を開催するほか、社会福祉協議会、私立保育所連合会、日本保育協会などが主催する研修会への参加を促進します。

また、保育所の運営面においても、①利用者が必要とする様々な情報の積極的な提供、②苦情に対する客観的かつ適切な対応を行うための体制の確立、③保育サービスの質についての公正かつ適切な評価のための仕組みの導入などが、保育施設の質の向上を図るうえで重要です。

札幌市は各保育所と緊密な連携を図り、これらのことが着実に進展するよう努めます。

さらに、認可外保育施設（事業所内を含む。）を設置する場合は、札幌市への届出が必要となっていることから、札幌市は、届出を受けた施設について保育の実施状況などを調査し、指導監査基準に基づく指導を実施しています。今後、更に認可外保育施設との連携を密接にすることにより、利用する子どもの保育環境の向上を図ります。

個別 事業

保育所等の職員の研修 子育て支援部

保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を目的として実施する。研修会は、社会福祉協議会・私立保育所連合会・日本保育協会主催・札幌市などが主催して実施する。

【研修回数（札幌市主催）】平成15年度：年5回▶平成21年度：年5回

苦情処理体制の確立 子育て支援部

保育サービスに伴う利用者からの苦情の解決のため、保育所における苦情処理体制の充実を図るとともに、適切な運用を推進する。

認可外保育施設立入調査（巡回指導） 子育て支援部

認可外保育施設に対して一層の指導監督が必要とされるため、立入調査（巡回指導）及び認可外保育施設立ち上げに対する事前指導等を行うとともに、運営状況の実態把握及び指導を通して保育サービスの質の向上を図る。

【巡回指導数】平成15年度：123回

4 放課後における児童の健全な育成

都市化による子どもたちの遊び場の不足や女性の就労の増加により、子どもを取り巻く環境が時代とともに大きく変化しています。さらに少子化等の進展により子どもたち同士の地域で遊ぶ機会が少なくなってきました。

こうした中、放課後に子どもたちが年齢の異なる友達と遊び、また、その遊びを通じて仲間づくりができるようにするためには、放課後における児童の健全な育成の推進がますます必要になってきています。

札幌市では、これまで子どもの放課後生活を豊かにし、異年齢間での集団の遊びを通して、地域における子どもたちの交流をより一層深めることを目的に、一般児童・留守家庭児童を区別しないで、児童会館に訪れるすべての子どもを対象とした放課後児童の健全育成のための各種事業を行ってきました。

このうち、保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない留守家庭児童のために、児童会館及びミニ児童会館*内で開設している「児童クラブ」、小学校の余裕教室を利用した「学校施設方式児童育成会」、地域の父母などが運営をする「民間施設方式児童育成会」の3方式により、適切な遊びや生活の場を確保し、健全な育成を図っています。

しかし、現在、市内には児童会館やミニ児童会館、学校施設方式・民間施設方式児童育成会がない小学校区（空白校区）が38か所あることから、この解消に向けてミニ児童会館の新規整備を推進します。

さらに、障がいのある子どもの豊かな放課後生活を実現するとともに、健常児との交流を促し、安心して子育てができる環境を整えることにより、地域での障がいのある子どもの自立支援の促進を図ります。

※ミニ児童会館：小学校の余裕教室等に開設する児童会館の呼称

個別事業

留守家庭児童対策事業(児童クラブ) 子ども育成部

「札幌市留守家庭児童対策実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を、児童会館及びミニ児童会館において、一般来館児童との交流を保持しながら遊びなどの指導を行うことで、留守家庭児童の健全な育成を推進する。

【児童クラブ数】平成15年度：115か所▶平成21年度：140か所

学校施設方式児童育成会 子ども育成部

「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を、小学校内に開設する児童育成会において遊びなどの指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を推進する。なお、今後は平成11年の社会福祉審議会の答申に基づき、順次、ミニ児童会館への転換を図る。

【児童育成会設置数】平成15年度：14か所▶平成21年度：7か所

民間施設方式児童育成会助成金 子ども育成部

民間の児童育成会に対し、「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、登録児童数等に応じた助成金を交付する。

【助成施設数】平成16年度：57か所▶平成21年度：57か所

児童会館・ミニ児童会館整備事業 子ども育成部

放課後児童の健全育成のために、児童会館や小学校施設内に児童会館機能を備えたミニ児童会館を整備する。

【整備済施設数】平成16年度：125館▶平成21年度：145館

児童会館・ミニ児童会館事業 子ども育成部

児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動（一輪車、卓球、工作など）、野外活動（キャンプ、ハイキングなど）、自主活動（自由遊び、各種ゲームなど）を行う。

【利用児童数】平成15年度：2,205,729人▶平成21年度：2,206,000人

私たちの児童会館づくり事業 子ども育成部

屯田北地区に整備予定の児童会館をモデルとして、児童会館のハード・ソフト両面にわたり、子どもが自ら参加し、主体的に関わる仕組みをつくることによって意見の反映を図るとともに、地域活動等に対する関心を育む。また、既存の児童会館の運営等にも順次子ども版運営委員会の導入を図り、子どもたちのための児童会館づくりも目指す。

【子ども版運営委員会実施施設数】平成16年度：1か所▶平成21年度：21か所

特別な援助を要する
家庭への支援

① ひとり親家庭への支援

現在、わが国の経済情勢は非常に厳しく、特に母子家庭の母親は就業面で不利な状況に置かれており、その生活は極めて厳しいものとなっています。札幌市は、他の政令指定都市と比べて離婚率が高く、母子家庭は増加傾向にありますが、父子家庭は減少傾向にあります。さらに、児童扶養手当を受給する世帯が多いことから、経済基盤が確立されていないひとり親家庭の実態がうかがえます。

また、母子家庭については、平成14年度に児童扶養手当の所得制限が見直され、その就業を確保することが一層強く求められています。

平成10年度に実施された「全国母子世帯等調査」によると、ひとり親家庭が困っていることとして、母子家庭では「家計」、「仕事」、「住居」が、一方、父子家庭では「家事」、「家計」、「健康」が上位を占めています。

この結果からも、母子家庭に対しては就業支援が、また父子家庭に対しては日常生活支援が特に求められています。

札幌市では、母子家庭に対して、平成15年10月に開始した「母子家庭等就業支援センター事業」により、就業を支援します。

また、「母子家庭等自立促進計画」を策定し、具体的な自立支援策について検討するとともに、父子家庭については、利用しやすい日常生活支援策や経済支援の方法について、調査研究を行います。

ひとり親家庭の子どもに対しても、これらの支援策によって、一般家庭の子どもと同様に福祉の充実を図るよう努めます。

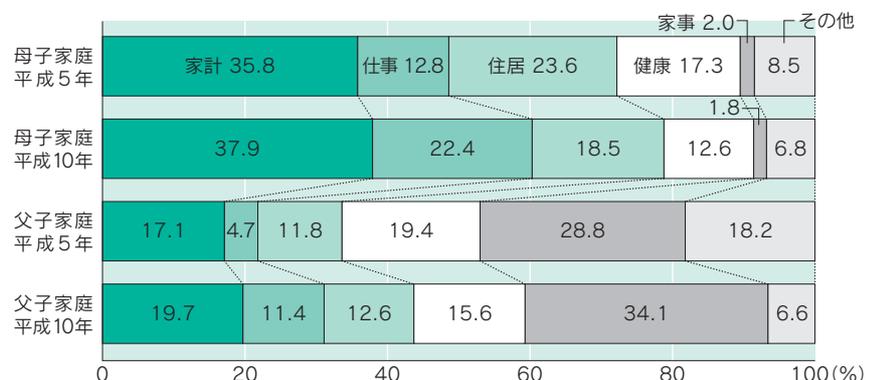
政令指定都市の児童扶養手当受給割合と離婚率

市	児童扶養手当受給割合 ¹⁾	離婚率 ²⁾
札幌市	2.23%	2.85
仙台市	1.45%	2.24
千葉市	1.46%	2.31
横浜市	1.18%	2.30
川崎市	1.08%	2.44
名古屋市	1.59%	2.38
京都市	1.76%	2.40
大阪市	2.26%	3.18
神戸市	1.81%	2.53
広島市	1.60%	2.34
北九州市	2.47%	2.79
福岡市	2.10%	2.84

注：1) 各市の児童扶養手当受給者数（平成15年）／各市の世帯総数（平成12年）
2) 年間離婚届出件数／10月1日現在（日本人）人口×1,000（平成14年）

〈資料〉厚生労働省「福祉行政報告例」・「人口動態統計」、総務省統計局「国勢調査」により作成。

ひとり親等本人が困っていること



〈資料〉厚生労働省「全国母子世帯等調査」（平成10年）

個別
事業**母子家庭等自立促進計画の策定** 子育て支援部

母子家庭等の経済的自立を促進するため、母子家庭等の現状を把握するとともに、生活の安定と向上のための具体的な対応策等に関する計画を策定する。

母子家庭等就業支援センター事業 子育て支援部

母子家庭等の経済的自立を促進するため、就業相談や就職のための資格取得講習会の実施、さらには就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施する。

【開設か所数】平成16年度：1か所▶平成21年度：1か所

母子緊急一時保護事業 子育て支援部

夫等からの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護する事業で、避難者に対し居室及び日常生活用品を提供するとともに、相談・指導を行い自立へ向けての支援を行う。

【実施か所数・利用可能室数】平成15年度：1施設・2室▶平成21年度：1施設・2室

母子生活支援施設 子育て支援部

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、生活・住宅・就職等の解決困難な問題を抱え、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のための生活を支援することを目的とする施設。入所している母子に対しては、生活の場を提供するとともに、自立のための支援・相談・指導を行う。

【実施か所数】平成15年度：6施設▶平成21年度：6施設

母子家庭等日常生活支援事業 子育て支援部

母子・父子家庭及び寡婦が、修学等の自立促進のために必要な事由や疾病等により、一時的に生活援助が必要な場合に、その生活を支援する者を派遣し、生活の安定を図る。

母子福祉資金貸付事業 子育て支援部

母子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な資金（13種類）を貸付ける。

児童扶養手当 子育て支援部

父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する母又は養育者に、児童が満18歳に到達した年度末まで支給する。

母子家庭等医療費助成 健康衛生部

母子家庭等の母と子に対し、保健の向上と福祉の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。

今後、男女平等の観点から、父子家庭を助成対象とすることについて、補助主体である北海道の動向や他都市の取組状況等を勘案しながら検討する。

2 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援

障がいや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制の充実が求められています。

現在、乳児期の疾病や異常を早期に発見するため、発達の状況に関する相談や保健指導などを行っています。早期療育の観点からは医師の診断に基づき、身体や知的面での発達状況に応じた対応をはじめ、言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種の相談及び療育支援事業を行っています。

また、就学前の子どもの受入れ機関である、各種障がい児通園・入所施設に加えて、幼稚園や保育所においても障がいのある子どもの受入れに努めています。

また、学校教育においても、障がいの種類と程度に応じた教育の場を整備し、発達段階に応じた教育の充実に努めています。

このような中で、昨今は、障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の障壁を解消することが大切であるとの考えが急速に広まりつつあります。

障がいのある子どもにとって、今後の学校教育において課題となっているのは、社会参加・自立の基盤となる「生きる力[※]」を育成することを目指し、一人ひとりのニーズに応じた特別な教育的支援の充実を図ることです。

学校卒業後の進路については、福祉・教育関係機関などとの連携のもとに、社会へ円滑に移行するための適切な支援を行う必要があります。

乳幼児期から学校卒業後まで、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、一貫した相談支援体制を充実させるため、保健・医療・療育・福祉・教育関係機関などにおいて、連携の強化を図ります。

また、その子どもが、居住する身近な地域において、一人ひとりのニーズに応じた支援を受け、「生きる力」の育成を図り、他の子どもたちと共に互いを認め合い、地域社会の中で充実した生活を送ることができるよう支援します。

※生きる力：中央教育審議会では、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」と「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」を「生きる力」としている

個別事業

児童障害居宅介護事業 保健福祉局保健福祉部

障がいによって、日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、移動介護などホームヘルパーによる日常生活の支援を行う。

障害児(者)地域療育等支援施設事業 保健福祉局保健福祉部

在宅の障がい児(者)の地域生活を支援するため、身近な地域で相談や療育指導が受けられるよう、障がい児(者)施設等に専門の職員を配置し、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行う。

【実施か所数】平成15年度：4か所▶平成18年度：5か所

児童障害短期入所事業 保健福祉局保健福祉部

障がいのある児童を介護している方が、病気・出産・事故などによって、一時的に家庭で介護できない場合や介護疲れをいやす場合などに、障がいのある児童を一時的に施設で預かり、介護している方の負担の軽減等を図る。

在宅心身障害者(児)紙おむつサービス事業 保健福祉局保健福祉部

常におむつを使用している在宅の重度の障がいがある児童（原則3歳以上）に、紙おむつを支給することにより、本人及び介護にあたる家族等の日常生活における負担の軽減を図る。

障害者(児)日常生活用具給付等事業 保健福祉局保健福祉部

重度の障がいのある方や児童に対し、日常生活を容易にするため、浴槽、便器等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図る。

重度身体障害者(児)自助具給付事業 保健福祉局保健福祉部

在宅の身体に障がいのある方や児童に対し、日常動作を補う自助具を給付し、日常生活の便宜を図る。

障害児福祉手当 保健福祉局保健福祉部

在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給する。

特別児童扶養手当 保健福祉局保健福祉部

精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図る。

児童デイサービス事業 保健福祉局保健福祉部

障がいのある幼児に対し、通園の方法により日常生活動作における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

【実施か所数】平成15年度：5か所▶平成24年度：障害保健福祉圏域ごとに円滑に利用できるよう整備

重症心身障害児(者)通園事業 保健福祉局保健福祉部

在宅の重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行う。

【実施か所数】平成15年度：4か所▶平成18年度：6か所

自閉症・発達障害支援センター事業 保健福祉局保健福祉部

自閉症児（者）を支援するため、平成17年秋開設予定の自閉症者専門施設に当該センターを併設する。当該センターでは、高機能自閉症、アスペルガー症候群など発達障がいのある子どもから大人までを対象とし、本人、家族を支援するために相談、療育相談などを実施する。

障害児保育事業(障害児保育巡回指導含む) 子育て支援部

保育に欠ける心身に障がいのある児童を認可保育園に入園させ、健常児とともに集団保育を行うことにより、障がい児の成長発達の促進を図る。

【受入可能施設の割合】平成15年度：100%▶平成21年度：100%

肢体不自由児通園施設事業 児童福祉総合センター

就学前の肢体不自由児が保護者と共に通園し、療育機能訓練を行いながら、基本的な生活習慣の習得と心身の発達支援を促進する。また、保護者には家庭での育児と療育や就学等についての助言・援助を行う。なお、今後の方向性として、障がい種別の施設から「心身総合型通園施設」への移行を目指すことを検討する。

【実施か所数・定員数】平成15年度：3か所・100人

知的障害児通園施設事業 児童福祉総合センター

知的発達に心配のある就学前の児童を対象に療育指導を行い、日々の生活や遊びの中で人との関わりを通して情緒の安定を図り、早期療育の場として心身の発達を支援する。なお、今後の方向性として、障がい種別の施設から「心身総合型通園施設」への移行を目指すことを検討する。

【実施か所数・定員数】平成15年度：4か所・167人

療育支援事業(さつぼ・こども広場) 児童福祉総合センター

発達に心配のある子どもへのグループ指導による療育支援事業を市内17会場で行う。

【実施人数】平成15年度：872人

重度重複障害児等外来保育事業(のびのび広場) 児童福祉総合センター

発達医療センターの小児リハビリテーションに通う重度重複障がいなどの乳幼児に対し、週1回の外来保育を行う。【利用人数】平成15年度：25人

先天性障害児早期療育事業 児童福祉総合センター

ダウン症などの先天性疾患がある乳幼児へ早期に療育を行うことにより発達を促すとともに、保護者の障がいに対する受容及び早期療育の必要性への理解を深め、不安の軽減を図るために実施する。

【実施人数】平成15年度：28人

難聴幼児療育事業 児童福祉総合センター

軽度・中度の難聴幼児への早期の相談療育を実施しているほか、「聞こえ」と発達の相談、医療相談を実施し、聾学校や通級指導教室等を紹介する。

【実施人数】平成15年度：29人

重度心身障害者医療費助成 健康衛生部

重度の障がい者に対し、保健の向上と福祉の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。

養護学校看護師配置モデル事業 学校教育部

養護学校における医療的ケア体制の今後のあり方を検討・実証するためのモデル事業を行う。

特別支援教育基本計画に基づく学びの支援プランの推進 学校教育部

乳幼児期から社会人への移行期までの継続的な相談・支援が行えるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図り、「学びの手帳」を発行するなど、学びを支援するための総合的な取組みを「学びの支援プラン」として推進する。

特別支援教育基本計画に基づく地域学習の推進 学校教育部

盲・聾・養護学校等に在籍する児童生徒が、自分の暮らす地域での学習活動等を通じて地域の子どもたちとふれあうことを目的とした「地域学習校」の取組みを行うとともに、「地域学習モデル事業」を実施し、「地域学習校」を中心とした支援のあり方について調査・研究を行い、その充実を図る。

【取組み学校数】平成15年度：151校

特殊学級の整備推進 学校教育部

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに応じた指導を行う特殊学級の整備を推進する。

【設置学校数の割合】平成16年度：33%▶平成18年度：40%

